

後期高齢者医療 被保険者の皆さんへ

令和8年度の保険料率が決定しました

・保険料率は、2年ごとに見直され、熊本県内で均一となります。

$$\text{年間保険料額 (限度額85万円)} = \text{均等割額 (被保険者1人あたり) 63,000円} + \text{所得割額 (総所得金額等-43万円※ (基礎控除) × 所得割率 11.06\%}$$

※合計所得金額が2,400万円超の人は、合計所得金額に応じて基礎控除額が逓減し、2,500万円超で基礎控除額が0円となります。

所得が低い人への均等割額軽減

◆保険料の均等割額の軽減(令和8年度改正)

同一世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計金額	均等割の軽減額
【基礎控除額※ ¹ 】以下の世帯	7.2割
【基礎控除額※ ¹ + 31万円 × 被保険者数】以下の世帯	5割
【基礎控除額※ ¹ + 57万円 × 被保険者数】以下の世帯	2割

※¹ 給与所得者等が2人以上いる世帯については、基礎控除額(43万円)に以下の金額が加算されます。
(給与所得者等の数 - 1) × 10万円

令和8年度の納期

後期高齢者医療保険料は特別徴収(年金からの差し引き)または普通徴収(口座振替または納付書)により納めることとなります。

	特別徴収	普通徴収	納期限
4月	1期		R8.4.30
5月			
6月	2期		R8.6.30
7月		1期	R8.7.31
8月	3期	2期	R8.8.31
9月		3期	R8.9.30
10月	4期	4期	R8.11.2
11月		5期	R8.11.30
12月	5期	6期	R8.12.25
1月		7期	R9.2.1
2月	6期	8期	R9.3.1
3月			

口座振替の手続きをお忘れなく

後期高齢者医療保険料の普通徴収は、原則「口座振替」での徴収となっています。

現在、納付書でお支払いされている場合は、口座振替を希望する金融機関の窓口(肥後銀行、熊本銀行、ゆうちょ銀行、玉名農業協同組合)にて手続きをお願いします。

子ども・子育て支援金制度が始まります

令和8年度から、子ども・子育て支援金制度(※)が開始し、医療分の保険料とあわせて支援金を納付いただくこととなります。

※子ども・子育て支援金制度とは、すべての世代や企業から支援金を拠出し、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

$$\text{支援金の額(年額) (限度額21,000円)} = \text{均等割額 (被保険者1人あたり) 1,400円} + \text{所得割額 (総所得金額等-43万円※ (基礎控除) × 所得割率 0.25\%}$$

所得が低い方への均等割額軽減

◆支援金の均等割額の軽減

同一世帯の被保険者および世帯主の総所得金額等の合計金額	均等割の軽減額
【基礎控除額※ ¹ 】以下の世帯	7割
【基礎控除額※ ¹ + 31万円 × 被保険者数】以下の世帯	5割
【基礎控除額※ ¹ + 57万円 × 被保険者数】以下の世帯	2割

※¹ 給与所得者等が2人以上いる世帯については、基礎控除額(43万円)に以下の金額が加算されます。
(給与所得者等の数 - 1) × 10万円

子ども・子育て支援金が充てられる事業

児童手当の拡充

妊婦のための支援給付

出生後休業支援給付

育児時短就業給付

育児期間中の国民年金保険料免除

こども誰でも通園制度